

自然災害等における休講措置の対応について

平成28年6月8日

学科長会議承認

専攻長会議承認

自然災害等における休講措置の対応に関する申し合わせ（平成16年9月16日教務委員会了承）に基づき、大学院理学府及び理学部の授業、学期末試験（以下、「授業等」という。）の自然災害等における対応を次のとおり定める。

（休講措置）

1. 授業等の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 気象警報発令等により、JR筑肥線、昭和バスのいずれかが運転を休止（以下「運休」という。）

した場合は、大学院理学府及び理学部の授業（伊都地区開講）を休講とする。

なお、運休解除後の取り扱いは、次に掲げる基準により運用する。

運休解除時刻	授業等の取り扱い
午前6時の時点で解除されている場合	通常どおり実施
午前10時の時点で解除されている場合	午後実施
午前10時の時点で解除されていない場合	全日休講

(2) ストライキにより、JR筑肥線、昭和バスのいずれかが運休した場合も同様に取り扱う。

(3) 午前6時以降、警報等の発令により各種公共交通機関の運休が予想される場合は、理学部（府）長が危険と判断した時間以降は、休講措置を講じる。

(4) 地震等不測の事態が発生し必要な場合は、理学部（府）長が休講措置を講じる。

（周知方法）

2. 前項(1)及び(2)の運休及び運休解除に関する情報は、各自マスメディアにより確認する。

休講に関する情報は大学ホームページで提供する。

3. 第1項(3)及び(4)に係る学内の学生及び教職員への周知は館内放送及び掲示により行う。

（欠席の配慮）

4. 授業担当教員は、各種公共交通機関の運休により、授業等に出席できなかった旨の申し出があった場合は、学生の不利益にならないよう配慮するものとする。

（補講等）

5. 第1項各号により休講措置を講じた場合は、授業担当教員の判断で、補講等を行うことができる。